

# 群馬大学連携授業規程

平成24.7.19 制定

改正 平成25.4.1 平成26.4.1

平成27.4.1 平成29.5.1

平成29.12.1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学(以下「本学」という。)における連携授業の開設に関し、必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 連携授業は、企業等における実践的な活動を本学の授業に有効に活用することにより、本学の自主性及び主体性の下に、教育の発展に資することを目的とする。

## (定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 連携授業 本学が企業等と連携し、開設する授業をいう。
- (2) 連携企業等 本学と連携し連携授業に講師を派遣する企業等をいう。
- (3) 連携授業教員 連携授業を担当する企業等の実務者で、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及び識見を有する者をいう。
- (4) 学部等 群馬大学学則第3条に規定する各学部、第7条の2に規定する大学教育・学生支援機構及び第8条に規定する学内共同教育研究施設並びに群馬大学大学院学則第4条に規定する各研究科及び学府をいう。
- (5) 学部長等 前号の学部等の長をいう。

## (名 称)

第4条 連携授業の名称は、連携企業等と協議の上、本学が定める。

2 連携授業の名称には、連携企業等が明らかとなるような字句を付することができる。

## (開設期間)

第5条 連携授業の開設期間は、学期を単位とする。

## (連携授業教員)

第6条 連携授業教員の身分は、非常勤の講師とする。

2 連携授業教員の選考は、国立大学法人群馬大学大学教員の資格に関する規則（平成16年4月1日制定）による。

## (客員教員)

第7条 連携授業教員に対しては、国立大学法人群馬大学客員教員選考規則（平成16年4月1日制定）の定めるところにより、客員教授、客員准教授、客員講師又は客員助教を称せしめることができる。

## (報 告)

第8条 学部長等は、連携授業の開設を決定したときは、連携授業開設決定報告書（別紙

様式)により,速やかに学長に報告する。

(事務)

第9条 連携授業の開設に関する事務は,学務部教務課及び学部等の事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか,連携授業の開設に関し必要な事項は,別に定める。

附 則

この規程は,平成24年7月19日から施行する。

附 則

この規程は,平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成29年12月1日から施行する。

別紙様式

連携授業開設決定報告書

平成 年 月 日

学 長 殿

(学 部 長 等)

下記のとおり連携授業の開設を決定しましたので、報告します。

記

1. 連携授業の名称
2. 連携企業等の名称
3. 開設目的
4. 開設期間
5. 連携の方法
6. 教員予定者の氏名及び職名
7. 連携授業の概要
8. その他